

防犯対策マニュアル

ハーモニー

【趣旨】

このマニュアルは、主に不審者侵入時において、当事業所を利用する利用児童をはじめ、保護者や職員の安全を確保し、防犯に努めるための内容を趣旨とする。

【はじめに】

児童デイサービスハーモニーには多数の利用児童が通所する。また、利用児童のみならず保護者の方の出入りが頻繁にあるため、事業所の入り口までは誰でも入ることが可能な構造になっている。さらには、女性職員が多く配置されている場合が多いことも防犯を考えるにあたり重要な背景である。

このような背景を理解し、防犯に努める意識を職員一人一人が持つことが、利用児童や保護者、そして職員のみを守るために大切である。

【不審者が侵入した時の確認と対応】

不審者の侵入にはいくつかのケースが予想されるため、本マニュアルでは基本的な対応方法について触れる。詳細は研修などで他の職員とすり合わせを行いながら、共通認識を深め、連携をおこなうこと。

【不審者かどうかの見極め】

不審者が現れたとき、とっさに判断し行動に移すためには、不審者以外の人間を正確に判断する制度の高さが求められる。そのためには、日常的に建物を利用する人物（職員、保護者、利用児童、建物管理事業者、宅配業者など）とあいさつをするなど日々のコミュニケーションも大切である。

また、一概には判断することはできないが、通常の訪問者とは違った雰囲気（服装の乱れ、頭髮の乱れなどの清潔感、言動など）に対して敏感になり、不審を感じる場合は次の事項にもるように他の職員にも声を掛けるなど対応することが望ましい。

【直ちに他の職員に伝達する】

不審者への対応は、一人ではなく複数名で行うことを原則とする。そのためには、迅速に不審者と思われる人物の訪問を周囲の職員に伝達する必要があるが実際の現場では訪問者に対応するまで、その人物が不審者であるか判断することは難しい。

このことから、以下の点を心掛けることでリスク回避を行うよう努めること。

- ・療育中は玄関のドアを閉める。
- ・訪問者があった際には相手がだれか、どんな様子かを視認する。

- ・対応する際に、周囲の職員へ声を掛ける。

【所持品に注意する】

相手の様子を視認する際には、所持品にも注意する。特に見知らぬ相手の場合は注意すること。危険物が確認できた場合は直ちに警察に通報する。隠し持っている場合もあるので動きなどに不審な様子がないかにも注意を払うこと。

【言動や表情に注意する】

相手の様子を視認する際には、興奮状態ではないか、暴力的な素振りや言動はないかなど、不審者の様子に気を配ること。

【退去を求める】

不審者対応において複数人で対応するため、相手を刺激しないよう心がけることも重要である。基本的な対応としては「何か御用ですか」や「どちらへ行かれますか」など、丁寧な対応を心掛け、刺激を与えないよう配慮すること。

【利用児童の安全を確保する】

不審者は現れたときに対応すると同時に、利用児童の安全を確保する。療育中、通所直後、利用児童の入れ替え時、送迎のタイミングなど、不審者の訪問がどのような場面かで他愛鳳方法は異なるが、直ちに安全な場所へ避難する。

訪問者が不審者であると確信した場合、利用児童の対応をした職員は児童と一緒にすぐにその場から距離を取り、可能であれば安全な場所に誘導する。

不審者の対応をしている職員は、相手に危険なふるまいが見られないのであれば一定の距離を取ったうえで対話等で時間を稼ぎ、利用児童から不審者の注意をそらす。危険なふるまいが見られる場合は、すぐにその場を離れ、自身の安全を確保すること。

【警察に通報する】

危険物を所持している、退去の求めに応じないなど危険が想定される場合は、速やかに警察に通報すること。不審者であるかの判断は困難であるが、「不審者ではないかもしれない…」が最悪の事態を招くことも予想されるため、少しでも異変を感じる場合は躊躇せず通報すること。

警察に通報するときには不審者に気づかれないよう注意し、警察の到着後は対応をゆだねる。

【不審者が侵入してきそうな場合】

不審者が侵入してきそうな場面では、机や障害物になるようなもので侵入を防ぐ。凶器を隠し持っている可能性もあるため、決して人力では対応しないこと。

障害物で可能な限り侵入を防ぎ、速やかに警察に通報する。

【不審者の退去後】

不審者が一度退去しても再度侵入の可能性があるため、しばらくは施錠を忘れず、様子を見ること。自治体に状況を

説明し、指示を仰ぐこと。必要があれば事業所を休業するなど対応を行う。

【事後の対応】

警察や行政（所在地の市区町村）に報告の上、状況が落ち着き次第事業所内で会議を行い、状況の整理、改善すべき点などの話し合い、再発防止に努め、その内容を保護者にも報告する。

【日頃の備え】

- ・不審者にいち早く気づき対応できるよう、普段から玄関や来訪者への意識をもつ
- ・定期的に不審者に対する訓練を行う
- ・日頃から警察などの関係機関との連携をもつ
- ・日頃より近隣の事件や不審者に対する情報に気を配る
- ・夜間の施錠、利用児童がいる際にはドアを閉め安全管理を徹底する
- ・現金や個人情報を含むファイルや書類は、鍵付きの書庫に保管し厳重に管理する

【まとめ】

もし侵入者があった場合、ことが大きければ大きいほど利用児童の心に不安と恐怖を残すことになります。それは、保護者や職員も同様で、事後の心のケアを行うことも大切です。

令和6年12月12日 作成